【レポート】

東京平和構築フォーラム２０２４

“国際平和と秩序の回復と維持”

日本国際平和構築協会

2024年11月2日

JICA地球ひろば
東京都新宿区市谷本村町10-5

目次

午前の全体会議……3
開会挨拶：明石康　GPAJ特別顧問
メッセージ：赤根智子　国際刑事裁判所所長
基調講演：野口元郎　GPAJ理事

＜セッション１＞
パネル１　“開発機関による平和構築”……6
主催者：坂根宏治　GPAJ理事
副主催者：井上大樹　GPAJ理事

パネル２　“忘れられた難民： 難民を支援するには？”……8
主催者：井上健　GPAJ理事

＜セッション２＞
パネル３　“未来サミットの結果：未来のための協定” ……11
主催者：長谷川祐弘　GPAJ理事長

パネル４　“中東危機： グローバル・サウスからの視点”……14
主催者：坂根宏治　GPAJ理事
副主催者：アルベニータ・ ソパージ　GPAJ理事

＜セッション３＞
パネル５　赤根智子国際刑事裁判所長（判事）とのクローズドセッション
“戦争の時代における国際刑事裁判所の前例なき試練”……16
主催者：野口元郎　GPAJ理事

パネル６　“未来のリーダー・パネル：平和と紛争における若者の影響”……17
主催者：エリザベス・ガマラ　GPAJ理事
井上大樹　GPAJ理事
マチエイ・ウィテック　GPAJ理事

＜午前 全体会議＞

開会にあたり、**熊谷奈緒子GPAJ副理事長**が取り仕切り、**明石康GPAJ特別顧問**をお招きした。

明石特別顧問は冒頭の挨拶で、参加者を歓迎し、**赤根智子国際刑事裁判所所長**の登壇と、**野口元郎国際司法協力担当大使**（2018-20年）およびカンボジア・クメール・ルージュ裁判（2006-12年プノンペン）検事・元国連国際裁判官の基調講演の意義を強調した。明石特別顧問はまた、フォーラムが2024年9月にニューヨークで開催された「未来サミット」で採択された「未来のための協定」を検討することにも意義を見出した。

明石特別顧問によれば、「未来のための協定」は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と貧困撲滅を最も重要な世界的課題として正しく言及し、ジェンダー平等の必要性、人々への投資、気候変動への対応についても言及した。平和へのリスクの中では、核兵器やその他の大量破壊兵器の完全廃絶の必要性が挙げられた。また、人工知能を含むデジタル技術や新興技術についても言及した。安保理の議席拡大については、その実効性を維持するためには、最大でも合計25議席にすべきだと述べた。明石特別顧問は、ウクライナ戦争やガザ戦争で安保理が機能しなくなったとき、総会がその政治的・道徳的強さを示したと考えた。そして、「未来のための協定」には、現在の世界情勢と、国連やその他の国際機関が将来果たすべき役割について、多くの重要な言及があると締めくくった。

基調講演の冒頭、野口大使は赤根ICC所長からのメッセージを代読した。メッセージには次のような内容が含まれていた：

ルールに基づく国際秩序は深刻な危機に瀕しており、ICCは正義を追求するための数少ない手段のひとつである。ICCは政治的圧力には決して屈しない。司法機関としてのICCは、誠実さと決意をもって職務権限を遵守し続ける。ICCは、検察官と司法当局を異なる権限を持つ完全に分離された組織として、国際的な公正裁判の基準に沿って刑事手続を行う。ICCは、被害者に対し、法廷において弁護人に代理される権利、意見を表明する権利、被った被害に対する賠償を請求する権利を与える。正義は刑罰や報復だけではありえない。被害者、生存者が生活を再建するためには、目に見える何かが

なければならない。締約国の強力な協力と支援は非常に重要です。しかし、市民社会や、より公正な世界の構築に関心を持つすべての人々からの強い支援の声も重要です」。

野口大使は基調講演で、まず国際刑事裁判所（ICC）の役割について、その歴史と課題を通して説明した。野口大使は、第二次世界大戦後、ニュルンベルクと東京で最初の国際裁判が行われたが、戦勝国の正義を代表するものとして批判されてきたと説明した。数十年の間隔と冷戦の終結後、国連安全保障理事会はICTY（1993年）とICTR（1994年）を設立し、国際裁判の始まりを告げた。カンボジア、コソボ、シエラレオネ、東ティモール、レバノン、その他の紛争後の国々で混合法廷が設置され、実施された。ICCは1998年に常設裁判所として設立され、2003年に運営を開始した。管轄権の行使に関する複雑な規則を除けば、ICCには過去、現在、未来の犯罪に対処する権限が与えられている。ICCが直面している課題は、ICCが国連の機関ではなく、その管轄権がローマ規程に署名した国連加盟国193カ国のうち124カ国に限定されていることである。国連安全保障理事会の常任理事国のうち、中国、ロシア、米国はICCのメンバーになっていない。普遍性の欠如と、証拠の収集や逮捕状の執行を含むICCの決定を執行する力の欠如が、ICCの有効性を制限している。

続いて、パネルディスカッションが行われた。**山本忠通GPAJ副理事長**は、ICCと国連との関係につき、協力することで合意はあるが、ICCの独立性担保の観点から、ICCに替わって調査するようなことは行っていないことを説明した。アフガニスタンでの経験談として、ICは、戦争犯罪や人道に対する罪に対処すべく、タリバン、米軍やＮＡＴＯ，アフガニスタン国軍の行為 全てを扱うべく務めていたが、ICCの自国軍への管轄権を認めない米国政府は、ICCの活動に批判的であったし、アフガニスタン政府は、先ずは、自らそれら問題に対処したいとして、ICCの活動を待つように求めた。タリバンについては、報告を受けているわけではないので正確ではないかもしれないが、自分の在職中は、接触してなかったと思われる。ICCに対しては、当時国連事務総長特別代表を務めていた自分より、政治情勢などについて説明した。

神余隆博大使は、重大な犯罪が国際社会の対応なしに行われ、世界の多くの地域で不処罰の文化が蔓延しているため、国際社会は深刻な危機に陥っていると強調した。そして、「未来のための協定」とロシアのカザンで開催された35カ国によるBRICSサミットを比較し、世界的な問題を取り上げていると指摘した。そして、「未来協定」が「不処罰」に言及したのは1度だけで、「法の支配」に言及したのは2度だけだったことを残念がった。ICJがプーチンとネタニヤフに対して逮捕状を出したことは注目に値する。モンゴルがICC加盟国としての約束を守らなかったことは、司法制度を深刻に脅かした。総会はICCを尊重すべきであり、安保理は意味のある改革を行い、プーチンとネタニヤフに対する特別法廷を設置しなければならない。彼は、権力ではなく正義が国際社会運営の基盤であるべきだと結論づけた。

ベセリン・ポポフスキ氏もまた、不処罰を批判した。彼は、重大な犯罪を犯した者に対する裁判の必要性を指摘した。ICCは利用可能な多くの選択肢のひとつであり、彼は特別法廷や、セネガルの裁判所がチャドの囚人を裁いたように、他国の囚人を裁くことができる国内裁判所についても言及した。彼の見解では、アントニオ・グテーレス事務総長はロシアのカザンで開催された会議に出席すべきではなかった。

水野孝昭理事は、イスラエルが国連事務総長をペルソナ・ノン・グラータにしたことに衝撃を受けた。法の支配と政治的現実のバランスをとるために、政治指導者は悪魔と握手せざるを得ないというのが彼の見方だ。続いて水野理事が野口大使に質問したところ、野口大使は「ICCに付託できるのは安保理だけだ」と答えた。

井上健理事は、ローマ規程を受諾していない締約国にICCの管轄権が適用されることに疑問を呈した。同時に野口大使は、ICCローマ規程は慣習法の集大成であり、ローマ規程に加盟しているウクライナの市民に対する犯罪にも管轄権があることを明らかにした。

最後に、**長谷川祐弘GPAJ理事長**が要点をまとめた。ICCは、各国の刑事司法制度を補完する独立かつ恒久的な裁判所として設立された。残虐行為に対する個人の責任を追及し、将来そのような犯罪の防止に貢献することを目的としている。ICCには124の加盟国があるが、米国、ロシア、中国をはじめとする多くの国がローマ規程を受諾していないため、ICCはこれらの国々にも管轄権を拡大することが出来ないでいることが、有効性を制限している。

＜パネル１：開発機関による平和構築＞

このパネルでは、GPAJ理事の坂根宏治氏と井上大樹氏がモデレータを務め、開発機関が行う平和構築事業について活動の紹介を行い、今後どのように平和構築事業を進めていくべきかについて議論を行いました。

UNDP駐日代表の**ハジアリッチ秀子氏**からは、現在の暴力的過激主義や紛争の動向について触れながら、UNDPがどのようにして安定化、平和構築事業を行っているのかについて説明がなされました。

JICA平和構築室企画役の**山中祥史氏**は、信頼醸成やオーナーシップ等を重視しながらJICAが平和構築事業に取り組んでいることを、具体的なJICA事業の特徴に触れながら説明を行いました。

アクセプト・インターナショナル代表理事の**永井陽右氏**は、同団体が行う、暴力的過激主義組織の元戦闘員のリハビリと社会復帰支援の取り組みについて、説明がなされました。

Reach Alternatives (REALs)の**有馬千裕氏**は、REALsが行う「人々の意識変革」、「システムの変革」、「社会の変革」の総合的な取り組み姿勢について、具体的な紛争予防活動の内容の紹介を交えて、説明がなされました。

参加者を交えたパネルディスカッションでは、各組織の課題について意見交換が行われました。また紛争が多発している現在において、いかにして平和構築事業に携わる各機関が結果を出し、紛争のない世界を作るかについて議論がされました。発表者は国連、JICA、NGOなど、それぞれ異なるものの、事業予算を持続的に確保することの重要性と難しさについては、いずれも共通しているとの認識が共有されました。

ハジアリッチ氏は、平和構築のための資金提供に関する国連総会決議が2022年に採択されたことに言及し、その中にも市民社会との連携や支援の必要性が強調させていることを強調しました。**山中氏**は、平和構築が開発や人道援助とのNEXUSを推進し、地域・国・コミュニティの各層において平和構築の成功体験を共創していくことが重要と指摘されました。永井氏は、暴力的過激主義に属する元戦闘員を支援する事業であるがゆえに、資金調達で一般の方の理解を得ることが容易ではないとの見解が示されるとともに、元戦闘員だった若者は社会から疎外されることが多いものの、それ故に支援が重要であるとの説明がなされました。有馬氏は、平和を作る戦略的な構造の強化や人々への平和構築活動の理解促進の重要性の他、紛争予防のインパクトをどのように計測し、説明していくかをさらに検討する必要があるとの指摘がなされました。

最後に、平和構築事業は、様々な機関が携わり、そのアプローチも各機関で様々な工夫が行われ進化しているものの、世界全体として平和の実現にはほど遠い現実を改めて認識し、具体的に成果を出すべくさらに手法の検討と相互の協力が重要との見解が示され、本セッションは終了しました。

＜パネル２：忘れられた難民　難民を支援するには？＞

中山暁雄氏のプレゼンテーションは、危機により引き起こされる人の移動についてのグローバルな概要に始まり、治安状況の悪化や受け入れ国での人道支援の減少が、ロヒンギャ難民を危険な海上移動へと駆り立てている現状を指摘。これは、人の密輸ネットワークによって促進される、海上および陸上での混合移動の世界的な傾向を反映している。さらに危険な移住経路での移民の死亡や行方不明を記録するIOMの「行方不明移民プロジェクト」を紹介。強制移住への効果的な対応には、ドナーの疲弊や隣接する受け入れ国への過剰な負担など多くの障害があるものの、難民と移民に関する二つのグローバル・コンパクトの採択や、国内避難に関する行動アジェンダの立ち上げなどの前進も見られる。今後の課題としては、先進国による責任分担の増加、特に財政的な貢献や技術的支援、第三国定住難民受け入れ拡大の重要性を強調。また、日本のような非伝統的な第三国定住難民受け入れ国の積極的な役割も求められると述べた。質疑応答の中で、反難民感情の増加、行方不明移民、そして誤情報に対抗するための教育と意識向上の必要性などに関して、右派の政治家が人々の不満を利用して反難民・移民的なレトリックを用いることへの警戒の必要性を強調し、隣接する受け入れ国への援助を増やして難民の移動を防ぐことの重要性、そして‘Intercultural Cities’など地方自治体が推進する成功事例から学ぶ必要性を強調した。

窪田悠一氏は、パキスタン北西部地域（旧連邦直轄部族地域、FATA）におけるパキスタン政府と親タリバン武装勢力の間で行われた紛争とそれによって生じた国内避難民について、彼が過去に実施した質問票調査の結果をもとにその原因と影響を論じた。また国連機関をはじめとした国際アクターやパキスタン政府がどのような支援を行っているか、そしてそうした支援が十分に行われているかについて論じ、今後求められる方策の可能性について言及した。FATAでは2001年のアメリカによるアフガニスタンへの介入に端を発してタリバン武装勢力の流入が見られた。この武装勢力はパキスタン国内の親タリバン派と結びつくことで新たな紛争を生み出した。これを受けてパキスタン政府はFATAにおける反乱軍の掃討作戦を実施したが、これが近隣の州やFATA内の別の居住地に難を逃れようとする数百万人の国内避難民を生み出した。質問票調査の結果からは、こうしたFATAに居住していた住民の国内避難（あるいは避難を回避すること）の原因として反乱軍による公共サービスの提供の影響があることを示した。さらに、国内避難の結果として人々のジェンダー意識の変化が見られたことを論じた。FATAでは女性の権利と自由が男性のそれに比べて非常に制限されており、教育や就業の機会も限られていた。一方で、国内避難を経験した者は避難先での規範や価値観の内面化の結果などから、より平等主義的なジェンダー観を有していることが分かった。WFP、UNHCR、UNDPといった国際機関や日本政府を含む国際社会は避難シェルター、（非）食糧品、医薬品などの提供をはじめとする支援を行っている。パキスタン政府も紛争の影響が最も大きかった地域で現金供与などの支援プログラムを実施している。しかしながら、FATA住民に対する公共サービスの規模は紛争が激化

する以前と同じ程度にとどまっており、現況では必ずしも十分であるとは言えない。こうした観点から、当該地域の国内避難民に対する支援においては、個々人の紛争下における経験や避難中の生活の変化などを十分に考慮に入れたプログラムを計画・実施する必要があることを指摘した。

討論者として**黒田和秀氏**は2つのコメントを述べた。まず、GPAJ難民危機グループの後援の下、2024年8月にタイで実施されたミャンマー難民と避難民に関する視察ツアーの概要と、第三次再定住国における動向について述べた。ミャンマー難民に関しては、資金不足と現状が続く可能性が主な問題である。難民はタイで正式な身分を持っていないため、支援の提供にはより多くの運用上の課題があり、タイ当局の低姿勢により、特に世界中で人道支援を求める多くの危機がある状況では、効果的な資金調達活動を行うことが困難である。難民は「避難民」、難民キャンプは「一時避難所」と呼ばれているが、相当数の難民が40年前から到着しており、ミャンマーの状況が安定しても、彼らがすぐに帰国する可能性は低いだろう。このような状況の中、地元のNGOやその他の支援団体は限られた資金で最大限の努力をしており、彼らの努力がより多くの支援を受けることが期待したい。 黒田氏は最近米国から帰国し、移民と難民の問題は米国やその他の西側諸国で非常に論争を呼んでおり、難民がこれらの国に再定住することがはるかに困難になっていると報告しました。タイから移住することを望んでいるタイのミャンマー難民にとって、その機会は大幅に減少しており、その結果、現地での再定住と同化の選択肢はより多くの注目と支援を受けるべきと付け加えた。

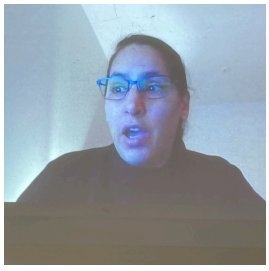

ジョンガニ フォーロー氏は、2人のプレゼンテーションで概説されているように、ジェンダー規範、女性の権利に対する紛争の影響、紛争後のより平等な性別役割分担への態度の変化は、忘れられた難民について考えるときに最も重要であると述べた。未亡人は紛争や避難中に特有の課題や脆弱性に直面することが多いため、このような状況では未亡人の視点を考慮することが不可欠である。未亡人は、経済的困難、社会的支援ネットワークの喪失、搾取や虐待のリスクの増大に苦しむ可能性がある。紛争や避難というより広範な状況の中で未亡人特有のニーズを理解し、それに取り組むことは、効果的な支援プログラムや介入を展開するために極めて重要である。さらに、紛争による混乱を考慮すると、特にFATA地域の未亡人は、経済的不安の増大、社会的孤立、必要不可欠なサービスへのアクセスの制限に直面する可能性がある。したがって、紛争の影響を受ける地域の未亡人に対する支援プログラムは、経済的エンパワーメント、心理社会的支援、法的支援、医療と教育へのアクセスに重点を置く必要がある。そのため、アフガニスタンのためのコミュニティ計画は、アフガニスタン難民やパキスタン北西部の国内避難民に対する地域社会の支援と統合を促進するという文脈において非常に関連性がある。「アフガニスタンのためのコミュニティ」プログラムは、アフガニスタンから逃れてきた家族のためのコミュニティ主導の道を構築するための、市民社会（スポンサーグループのボランティア）と英国政府とのパート

ナーシップであり、このような制度は、未亡人を含む弱い立場にある人々のニーズに応え、紛争の影響を受けた地域で社会的結束を促進する上で重要な役割を果たしている。この計画は、地域社会の関与と支援を重視することで、武力紛争や避難民の影響を受ける人々にとって、より包括的で支援的な環境の構築に貢献し、人道的対応や紛争後の復興活動における地域の取り組みの重要性を強調している。

＜パネル３：未来サミットの結果：未来のための協定＞

未来サミットの成果の発表と議論は、未来のための協定で特定された行動を中心に行われた。この協定では、国連加盟国の国家元首および政府首脳が、国連およびその他の主要な協定を確保することによって多国間主義の新たな始まりを誓約した。多国間機関は増大する課題に対処し、人々と地球により良い未来をもたらすことができる。

外務省 地球規模課題総括課の**安藤重実課長**は、5つの行動を特定した「未来のための協定」を採択したことに成果を見出した。それは、(1)持続可能な開発と開発資金、(2)国際平和と安全保障、(3)科学・技術・イノベーションとデジタル開発、(4)若者と将来世代、(5)グローバル・ガバナンスの変革である。安藤氏は、女性と子どもの安全、人間の尊厳の確保、デジタル開発のルール確立のために共通基盤を見出す必要性に言及する一方で、国連安全保障理事会改革を最も緊急かつ重要な行動と位置づけた。また、ガザ危機における米国の二重基準の適用が非難されているが、改革には米国のコミットメントが不可欠であると述べた。

その後のディスカッションで、**神余隆博大使**は、この協定は良い出発点であると同時に、アフリカ諸国を中心とするグローバル・サウスの利益を代表するものでもあると述べた。協定が述べているように、国際連合の最も重要な役割は国際平和と安全の維持であり、開発ではない。また、人間の安全保障が協定の中で言及されていないこと、法の支配が2回しか言及されていないことも残念だと述べた。そして、2024年10月にロシアで開催されるBRICS首脳会議の宣言と同協定を比較した。

山本忠通大使は、同協定が良い出発点となり得ること、また、国連改革のためには、米国の関与が決 定的に重要でとのップレゼンターの説明に同意した。山本大使は、国連内の見方として、グテーレス事務総長が世界を律するパラダイムが、米国を中心とするグループものと中国を中心とするものに分かれてしまう可能性に強い懸念を抱いていることを紹介した。また、安全保障理事会は、実効的でなくては意味がないが、現在の構成は世界の現実を反映し ていないと述べた。

アダム・シェン教授は、中国は国連憲章に規定された国際法に基づく秩序を支持しており、それは西側諸国が発展させたルールに基づく法とは異なると明言した。中国は未来サミットに関心があり、勝者総取りのシステムではなく、「Live and Let Live」のアプローチを採用することで、未来のために互恵的な協定を結ぶことに関心があると述べた。

ジョージオ・コスタコス氏は、日本が多国間外交において、人間の安全保障を重視しつつ、より積極的にリーダーシップを発揮し、責任を果たすことを求めた。変革のためには、日本とドイツは常任理事国にこだわるべきでない。また、グローバル・レジリエンス協議会の設立を提唱した。

ベセリン・ポポフスキー氏は、協定の採択を阻止するためにロシアが最後の瞬間に介入したことは、加盟国の注意を引くための孤立した行為であると指摘した。ポポフスキ氏は、31年間議論されてきた安全保障理事会の改革が、その構成や拒否権の行使に関する具体的な新しい合意を生み出さなかったことから、サミットが成功したかどうか疑問視した。また、サミットから先見性のあるアイディアが出てこなかったことを残念がった。

山本悠雅氏は、数名の学生がサミット代表者の発言を検討した結果、先進国と開発途上国の間に溝があること、開発努力を支援するためにより多くの資金を生み出すために財政構造を変える必要があることを発見したと説明した。

その後の参加者間の議論では、国際平和と安全保障理事会改革の問題に焦点が当てられた。**神余隆博大使**は、協定に列挙されている5つの行動の中で、国際の平和と安全が最優先の行動であるべきだと考えた。**ハジアリッチ秀子 UNDP駐日代表**は、SDGs、AI、その他の開発活動が国際の平和と安全に貢献しているとして、開発と平和の結びつきの重要性について言及した。同氏は、良い統治には開発が伴い、発展には統治が伴うと述べ、開発の全体的な理解を求めた。

また、ニューヨークで開催された国連サミットとロシアのカザンで開催されたBRICSサミットの成果を比較し、民主主義と多国間主義について言及した。**猪又忠徳氏**は、ゼロサムゲーム方式は開発と共通財のための平和維持を妨げると考えた。**井上健氏**は、国連は第二次世界大戦の戦勝国の産物であり、国連を変えることはできないため、中国には行動する責任があると考えた。日本政府は、文化、スポーツ、芸術に焦点を当て、国際社会における共通の価値観の形成に努めることで、より有益な役割を果たすべきである。

安保理改革について、**山本大使**は安保理が現代の現実世界を反映していないと指摘し、**神余大使**は現実的な改革の必要性を強調した。また、**ポポフスキ氏**は常任理事国を増やすことに意味があるとは考えていないとし、**シェン氏**は多数派の専制を防ぐ必要性を指摘した。

安藤氏はいくつかの質問に答え、まず総会でのケニア代表のプレゼンテーションに言及し、ロシアによるウクライナ侵攻への不支持を表明した。彼がロシア側に対し、アフリカの指導者たちはかつての植民地支配国が引いた国境線を力ずくで変えようとしないことで合意したと述べたことは注目に値する。その後、法の支配の反対は力による支配であるとの見解を示した。安保理改革については、安保理が行動できない根本的な原因、すなわち拒否権の乱用に対処するためには、安保理の拡大が必要であると指摘した。アフリカ諸国からなるC-10グループの議長国であるシエラレオネが認識しているように、日本は資金面だけでなく、国連の平和維持活動や平和構築活動にも貴重な貢献をしており、安保理における日本の存在意義は大きい。

本分科会の最後に、モデレーターの**長谷川祐弘 GPAJ理事長**が、セッション中の重要なポイントをまとめた。未来サミットの成果は、人類が直面する重大な課題と、AIやデジタル開発がもたらす脅威を含め、その課題に対処するために国連と国際社会が共に何をすべきかについて、世界の指導者たちが合意したことであった。「未来のための協定」は良い出発点となった。しかし、それは主にグローバル・サウスの途上国、特にアフリカの国々の意見を反映したものであり、開発のための財源不足や制度的な意思決定プロセスの必要性を懸念するものであった。安全保障理事会のメンバーを拡大する必要性については、大きな合意があった。しかし、主にG4とAU加盟国が、アフリカ諸国の2議席を含む常任理事国としての議席を追加するよう主張したため、増加する議席の数とカテゴリーについて、具体的な合意は得られなかった。

＜パネル４：中東危機：グローバル・サウスからの視点＞

このパネルでは、GPAJ理事の**坂根宏治氏**と**アルベニータ・ソパージ氏**がモデレータを務め、現在の中東における紛争の状況、特にパレスチナのガザに対するイスラエルからの攻撃と現地の人道危機の状況を取り上げ、かかる中東情勢に対してグローバル・サウスの国々がどのように見ているのかについて、議論しました。

冒頭、坂根氏が、イスラエルとパレスチナおよび周辺諸国との紛争の経緯、現在のガザにおける人道危機の状況、またかかる状況に対するアラブ諸国の世論の状況、パレスチナの人々のパレスチナのガバナンスに関する世論動向につき、説明を行いました。

続いてUNRWA保健局長の**清田明宏氏**より、ガザにおけるイスラエルからの攻撃の被害状況、このような情勢下でのUNRWAの活動について、現地の動画も交え詳細に説明がなされました。清田氏は、現地において非人道的な攻撃が繰り返し行われている状況に深い憂慮を示されました。さらに、UNRWAが食料配布、シェルター、医療サービスの提供などパレスチナの公共サービスの多くを実施しているにも関わらず、イスラエルでUNRWAの活動を停止する法案が成立したことに言及し、国連総会決議に従い活動する機関の活動を停止する行為は、多国間主義の原則を反故にする危険な行為であると指摘されました。

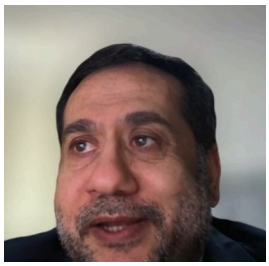

カタールの紛争・人道研究センター所長の**ガッサン・エルカフルート氏**は、現在の残虐行為が、突発的な出来事ではなく、むしろ数十年にわたり占領されたパレスチナの領土に対してイスラエル軍が繰り返し行ってきた長期的な暴力のパターンの一部であることを強調しました。彼は、これらの行動に対する絶えることのない説明責任の欠如と、アラブ諸国を含む国際社会による、強力で一貫した行動の欠如について深い懸念を表明しました。ガッサン氏は、南アフリカなどの国々が、国際司法裁判所でガザに関してイスラエルの行動に責任を問う努力を行っていることを強調しました。彼はまた、日本を含む国際社会が国際人道法（IHL）の継続的な違反を止めるために決定的な措置を講じ、責任と正義を確保するために意味のある変化を促すことが、早急に必要であると強調しました。

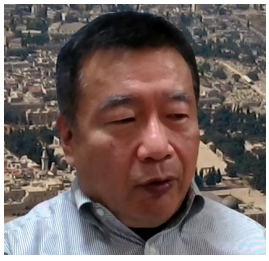

現代イスラム研究センター所長の**宮田律氏**は、パレスチナに対するこれまでの日本の支援とスタンスについて欧米諸国とは異なる取り組みを行ってきたことを説明するとともに、現在、日本の軍事技術が活用された兵器がイスラエルに流れていることに懸念を示され、アフガニスタンで中村哲医師が長く取り組んできた協力姿勢を紹介し、日本がグローバル・サウスの国々と信頼関係を再構築することの重要性について説明されました。

参加者との意見交換では、参加者より、エジプト等、他のアラブ諸国の見方や、「2国間解決」の今後の見通し、UNRWAの活動等について質問がなされました。

本パネルでは、現在の中東情勢に関して、引き続き注視することが重要であるとともに、現在の状況を変えるために具体的に行動を起こすことの必要性が参加者間で認識され、締め括られました。

＜パネル５：赤根智子国際刑事裁判所長（判事）とのクローズドセッション “戦争の時代における国際刑事裁判所の前例なき試練”＞

国際刑事裁判所の**赤根智子所長**（判事）との間で、日本語によるClosed Sessionを行った。午前中のOpening Sessionでの赤根所長のステートメントとそれに続く**野口判事**の基調講演を受けて、冒頭まず赤根所長から15分程度お話をいただき、続いて80分程度会場との質疑応答を行った。会場参加者、リモート参加者の双方から活発な質問やコメントがあり、それに対して赤根所長は１つ１つ丁寧に、立場上可能な限り率直に回答された。赤根所長はオランダ・ハーグからのリモート参加であったが、回線接続等にも問題はなく、ロジ的にもスムーズに進んだ。

＜パネル６：若者の持つ平和と紛争への影響＞

このパネルは、グローバルおよびローカルの課題における若者の関与の重要性が増している中、特に平和構築における若者の関与について議論が行われました。現役学部生および博士課程在籍の学生が、自身の学術研究を発表し、平和プロセスや意思決定における若者の関与に関する洞察を共有しました。GPAJ理事の**マチェイ・ウィテク氏**と**井上大樹氏**がモデレーターを務めました。

初めに、GPAJ理事の**エリザベス・ガマラ氏**によるビデオ・メッセージを流しました。彼女は、グローバルな平和構築における若者主導の変革の重要性を強調し、より平和な世界を目指すために、世代間およびさまざまなプラットフォームでの協力の重要性を指摘しました。

その後、東京国際大学国際関係学部に在籍中の**サイド・アーラン・ジャディド氏**、国際基督教大学博士課程に在籍中の**シルビア・ルス・ゴンザレス・マルケス氏**、そして同大学博士課程に在籍中の**大久保氏**がそれぞれ研究を発表しました。ジャディド氏は、バングラデシュにおける民主主義の後退について、若者がいかにして国内の反差別運動を活性化させる役割を果たしているか論じました。マルケス氏は、迫害された宗教的少数派がどのように平和構築家となったのかを述べ、若者の可能性と宗教の平和構築における役割の重要性を強調しました。大久保氏は、9・11以降のアフガニスタンにおける平和構築について発表し、平和構築の取り組みにおける、より複雑な視点の必要性を指摘しました。また、若者の橋渡し的な役割や地域レベルでの関与、バランスの取れたアプローチを提案しました。

パネルディスカッションはウィテク氏によって進行されました。登壇者および参加者は、若者がより平和な世界を実現するために取るべき具体的な行動について議論し、また、地域の平和構築の取り組みがどのように国際的な構造や規範に影響を与えるかについても議論しました。

最後に、井上氏が閉会の挨拶を行い、世代間で平和構築に関する議論と行動を継続していく重要性を強調しました。

*****

(レセプションの様子)

*****

< GPAJ理事会 >

理事長：長谷川祐弘

副理事長：山本忠通、熊谷奈緒子

理事：野口元郎、井上健、水野孝昭、坂根宏治、谷本真邦、中山暁雄、
黒田和秀、ソパージ・アルベニータ、ガマラ・エリザベス、井上大樹、
阿部明子、ウィテック・マチエイ

監事：山崎節子、田辺圭一

< GPAJ事務局>

事務局長：谷本真邦

事務局次長：池上慶徳

当日 学生スタッフ

植木慈音、内山奈菜、杉森加輝、増子紗英、松島大剛、
村上稀香、望月美波、山本悠雅、渡辺歩夏

*****